

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月頃から複数の事業場においてチェーンソー等の振動工具を使用する業務に従事していたところ、平成〇年〇月頃から、両手の痺れ、疼痛、レイノー現象等の症状が出現したという。請求人は平成〇年〇月〇日、A病院に受診し「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、B所在のC会社を最終振動工具使用事業場として、本件疾病を業務上の疾病と認め、これらを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は療養を継続し、監督署長に対し平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は通院日については支給し、それ以外の日については休業の必要性は認められないとして支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間における休業補償給付の請求に対し、通院日以外の日について休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、治療指針を作成しており、その中で、標準的な治療期間及び就労の可否の指針等を定めている。治療指針によれば、振動障害の治療は、一般的に、入院期間を除き、就労しながら治療を行うほうがより効果的であるとされているところ、請求人を本件疾病と診断したD医師は、平成〇年〇月〇日付け労災保険回答書において、「振動工具を使用しない一般的労働に就きながら治療の方が治療効果の面からも望ましいと考え就労可能と判断している。」と述べている。

一方、E医師は、労働者災害補償保険法施行規則第19条の2に基づく報告書添付の平成〇年〇月〇日付け診断書において、通院可能であるが就労は困難である旨所見し、その理由として、平成〇年〇月〇日付け意見書において、左手握力低下等の自覚症状の悪化を挙げ、「手を使う作業は危険を伴うことが予想されるため。」と述べている。

もつとも、同医師は、平成〇年〇月〇日付けで行った監督署担当官との面談において、「年2回の検査結果から悪化はしておらず、おおむね治療効果が認められていると判断できる。」と述べており、当審査会において、一件記録を精査するも、請求人の本件疾病の症度が労災認定当初（平成〇年〇月〇日）に比べ悪化したとは認められない。

(2) 振動障害の予後は、一般に振動工具の使用を中止することによって改善し、

進行、増悪することはないとされているところ、同知見に基づけば、仮に請求人の自覚症状の悪化（左握力低下）が事実であったとしても、その原因が業務上の事由による本件疾病の悪化とみることは医学的に無理があると思料する。この点、E医師も上記意見書において、他の原因を否定しているとは言えない。したがって、当審査会としても、上記D医師の意見は妥当であり、請求人の本件疾病について休業の必要は認められないものと判断する。

(3) なお、請求人らは、請求人の本件疾病の症度がV (S<sub>2</sub>, L<sub>3</sub>), N (S<sub>2</sub>, L<sub>3</sub>) であり、基発第35号通達によれば、社会復帰などに際して困難性が予想されるに該当し、就労困難である旨主張しているが、上記症度は平成〇年〇月〇日時点のものであり、同年〇月〇日時点の症度はV (S<sub>2</sub>, L<sub>1</sub>), N (S<sub>2</sub>, L<sub>3</sub>) であることから、末梢循環障害の検査成績が常時L<sub>3</sub>であるとは認められない。したがって、請求人が就労困難であるとする上記主張は認められない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした通院日についてのみ療養のため労働することができないとして休業補償給付を支給し、それ以外の日については休業の必要性は認められないとして、休業補償給付を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。